

## 【支払督促申立ての必要書類】

(注意) 申立先は、原則として相手方(債務者)の住所地を管轄する簡易裁判所です

支払督促申立書 1通

※必ず控えを作成の上、お手元で保管してください

A4版の用紙を縦長に置き、横書きで表側だけに書き、左綴じにして、申立印(個人の場合は認印、会社の場合は代表印)を押し、下中央部にページを付してください。また、各ページ上部に捨印を押しただけだと訂正が必要な場合に便利です。

収入印紙 申立手数料相当額

※金額は係担当者にお尋ねください。

郵便切手 1, 204円分×債務者数

※切手の枚数ができるだけ少なくなるようにお願いします。

※申立書が9～18枚の場合は1, 250円分の郵便切手をお願いします。申立書が19枚以上になる場合の郵便切手の金額は係にお尋ねください。

官製はがき 1枚×債務者数

支払督促を發した日や、支払督促正本が債務者に対して送達できたかどうかをあなた(債権者)に通知するために必要となります。

あらかじめ宛先にあなた(債権者)の住所氏名を記載しておいてください。

長形3号無地封筒(120×235mm) 1枚×債務者数

債務者に支払督促正本を送達するために必要となります。

あらかじめ宛先に債務者の住所氏名を記載しておいてください。

(債権者や債務者が法人の場合)

登記事項証明書(商業登記簿謄本)または登記事項に変更がないこと等の証明書  
(直近で3か月以内のもの) 法務局にて入手可能

(債権者や債務者が未成年の場合)

法定代理人たる資格を証するための戸籍謄(抄)本または戸籍全部事項証明書  
(直近で3か月以内のもの) 戸籍謄(抄)本等は市町村役場にて入手可能

「当事者目録」及び「請求の趣旨及び原因」の各写し 1通

※いずれも押印のないもの

※申立先の裁判所によっては提出不要の場合があります(現在、金沢簡易裁判所は提出不要です)。

<お問い合わせ先>

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号

金沢簡易裁判所 支払督促係

TEL 076-262-4697